

こんどの企画は、

新鮮な野菜や郷土料理が味わえる

「食のイベント」で決まりだな。

地域振興にもなるし、

観光課の山笠さんに相談してみよう。



イベント会社の
「どんたくさん」

いいですね。

地元には、自慢の郷土料理や特産品も

たくさんあるし、野菜の生産も盛んですよね。

でも、食品衛生法の営業許可が

いるんじゃないのかしら……



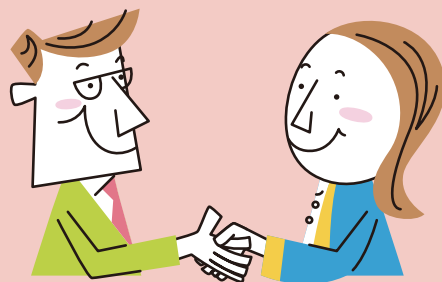
まちの観光課の
「山笠さん」



食のイベントをするには

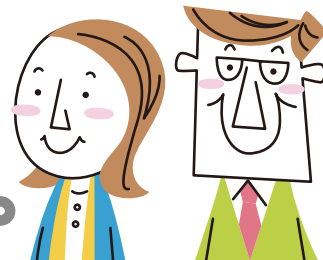
営業許可が必要です!

保健所に相談して、安全で楽しいイベントを開催しましょう!



福岡市

食のイベントで
「できること」「できないこと」が
あると聞いたんですけど……。



はい、そうです。屋外のイベントでは、
給排水の確保が難しく、天候にも左右されますよね。

**食品による事故を防ぐために、
出店には営業許可を取得するための
様々な条件があります。**



保健所の「福岡さん」

Q その場で調理するときの制限はありますか？

A イベントのように臨時的な営業でも、営業許可は必要です。
食品の安全を確保するためのいろいろな制限があります。
たとえば……

- 提供直前に十分に加熱できる食品に限る
- 包丁、まな板を使った複雑な調理はできない
- 原則として、一つの施設につき提供できる食品は一種類に限る
- 下処理をしたものを、焼くだけ、煮るだけなどの単純調理のみできる
などです。



調理は施設基準を満たした施設内で行なってください。施設外での調理はできません。

Q 施設の基準って、なんですか？

A 本来、飲食業を行なうためには、建物の中に施設基準を満たした厨房を設ける必要があります。屋外での調理はこれらの設備を整えることが難しいので、緩和した施設基準での営業を認めています。

Q 営業許可の申請には手数料が必要ですか？

A 必要です。ただし、申請手数料は出店する品目によって異なりますので、
詳細はイベントが行われる区の保健所にご相談ください。

Q ただ食品を販売するだけなら許可はいらないのですか？

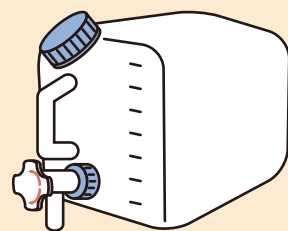
A 食品の販売だけなら、許可は不要ですが、販売するものによっては届出が必要になります。包装されていないお肉やお魚は販売できません。また、お菓子など自分で製造した食品を販売する場合は、製造する施設に許可が必要な場合があります。何をどのように販売したいのか、相談してくださいね。

* 右ページのイラストを参考に、基準を守ってくださいね。*

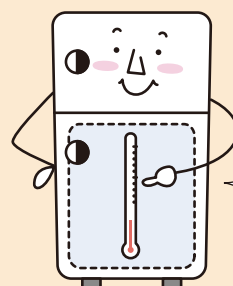
イベントなどの臨時営業に必要な設備

営業施設(テントなど)は雨風を防ぐことのできる屋根付きの構造で、正面以外の三方を覆うこと

- ポリタンクに蛇口をつけた流水式の手洗い設備
- 薬用石けん、アルコールスプレーなどの消毒液
- 36リットル以上(18リットルのポリタンク2個以上)の手洗い用の水
- 排水用バケツ、ごみ箱
- 冷蔵庫(またはクーラーボックス)や冷凍庫
※庫内には温度計を設置してください。
- ペーパータオル、使い捨てのふきんなど
- フタ付きの保管庫
※食器は使い捨ての容器しか使用できません。

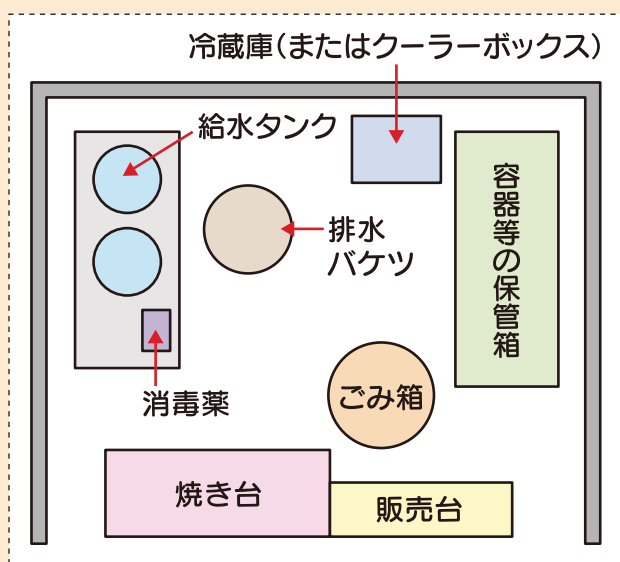


コック付きポリタンク

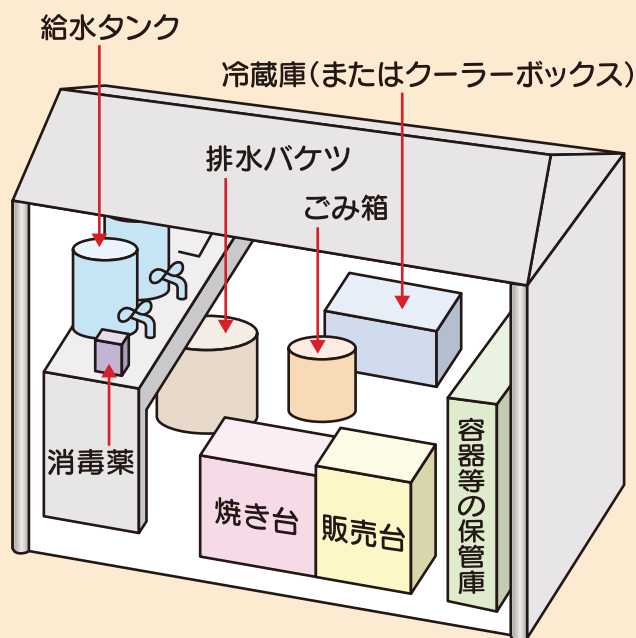


庫内の温度は大丈夫?

施設の例



[平面図]



[立面図]

臨時営業の許可期間は、概ね二週間以内です。
営業許可は食品を調理・販売する場所を管轄する保健所(イベントが行なわれる地区の保健所)に申請してください。
その際、イベントの概要、提供したい食品の内容、調理方法などが書かれている資料を持参してください。

いえいえ。
注意点はまだまだありますよ。

これで
バッチリだね!



* 食品の衛生的な取扱いのために *

- 手洗いは薬用せっけんを使ってこまめにしましょう。
手洗いは食中毒予防の基本です。
- 食材は適切な温度で保管し、提供直前に調理をしましょう。
- 冷蔵設備には温度計をつけてください。
庫内の温度は大丈夫ですか？
- 手指にけがをしている人、体調の悪い人は
調理を避けてください。
- 調理台や器具の清潔な管理に心がけましょう。
- 調理に必要なものは、持ち込まないようにしましょう。



**屋外での調理は作業環境が悪くなります。
計画的、衛生的な調理を心がけてください。**

お問い合わせ窓口

ご不明な点は、福岡市各区保健福祉センター（保健所）衛生課へお尋ねください。

東区 福岡市東区箱崎 2-54-27
TEL 092-645-1111 FAX 092-645-1114

城南区 福岡市城南区鳥飼 5-2-25
TEL 092-831-4219 FAX 092-843-2662

博多区 福岡市博多区博多駅前 2-8-1
TEL 092-419-1126 FAX 092-434-0007

早良区 福岡市早良区百道 1-18-18
TEL 092-851-6609 FAX 092-822-5733

中央区 福岡市中央区舞鶴 2-5-1
TEL 092-761-7356 FAX 092-761-8280

西区 福岡市西区内浜 1-4-7
TEL 092-895-7095 FAX 092-891-9894

南区 福岡市南区塩原 3-25-3
TEL 092-559-5162 FAX 092-559-5149